

維持管理業務



施設管理体制

〈パトロール体制〉

管内の港湾・漁港施設および海岸の状況を把握し、管理の万全を期すため、職員によるパトロールを実施しています。

➤ 平常時パトロール

1. 港パトロール

回数：週1回

コース：管内港湾・漁港施設および海岸(左図)

2. 道路パトロール

回数：週2回

コース：小名浜港、中之作港、江名港の

臨港道路

各公園施設※

※サンマリーナ、みなと運動公園、みなと公園

1号・2号埠頭公園、勝見ヶ浦公園

➤ 異常時パトロール：随時

・注意報(津波)・警報(高潮・津波・波浪)発令時

➤ 緊急パトロール：随時

・地震発生時(震度4以上)

○ 港湾(計4港湾)

- ・重要港湾(1港) 小名浜港
- ・地方港湾(3港) 江名港、中之作港、久之浜港(避難港)

○ 漁港(計5漁港)

- ・第2種漁港(4港)
久之浜漁港、
四倉漁港、豊間漁港、
勿来漁港
- ・第1種漁港(1港)
小浜漁港

〈立入制限区域の管理〉

「SOLAS条約」および「国際船舶・港湾保安法」に基づき、小名浜港では、ふ頭の保安措置として6つの地区に立入制限区域を設け、各ふ頭入口に警備員を配置し、人・車両・貨物等の出入を管理しています。

➤ 立入制限区域6地区

- 3号ふ頭
- 4号ふ頭
- 5号・6号ふ頭
- 7号ふ頭
- 藤原ふ頭
- 大剣ふ頭

小名浜港ふ頭保安措置

平成13年の米国における同時多発テロ事件を契機として、平成14年12月に「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）附属書」の改正が採択されました。

さらに、平成16年7月1日からは、この条約を担保する国内法として「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」が施行され、小名浜港では、ふ頭保安措置として立入制限区域を設け、人・車両・貨物等の出入を管理しています。

また、国土交通省の告示により、平成26年7月1日以降、立入制限区域に立ち入ろうとする全ての人に対して、**3点確認(本人・所属・目的確認)**の実施が義務づけられたため、各埠頭入口で警備員により小名浜港制限区域立入許可証による3点確認を実施しています。

【❖】立入制限区域（6地区）



港湾・漁港の維持管理

施設の適切な機能維持や港湾・漁業活動における安全確保を行っています。

【❖】安全確保の取り組み



➤ 漂流物の回収を行っています。



➤ 漂流木の撤去・処分を行っています。

【❖】事故時の対応



➤ 油流出事故

油が広がったり、移動したりしないよう
オイルフェンス（柵）で囲っています。



監理監督船「てるしま」にて、
油吸着マットを使い、流出した
油の回収を行っています。

【❖】港湾漁港施設の維持管理



※防舷材とは……

岸壁に船を着ける時の衝撃をやわらげるため
係船岸に取り付ける緩衝材。ゴム製が多い。

➤ 老朽化した防舷材の補修を行っています。

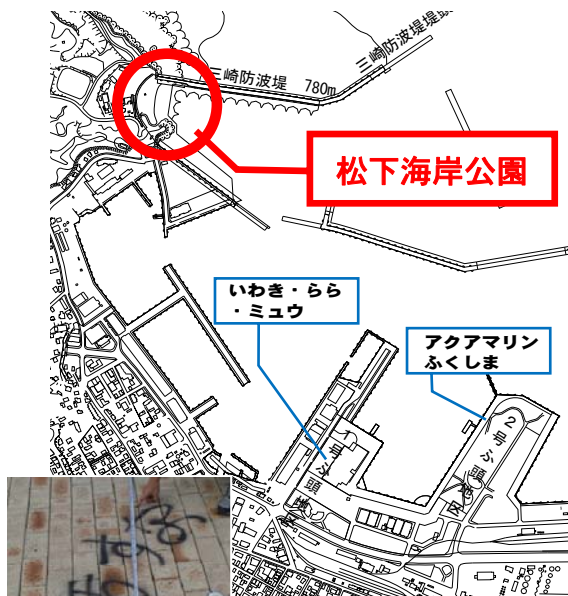


小名浜港湾建設事務所では、維持管理費用の縮減と施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理や施設の補修、長寿命化計画の策定を行っています。

【❖】使用できない施設の情報

【松下海岸公園の閉鎖について】

松下海岸公園については、禁止事項を守らない人が後を絶たず施設が損傷を受けたため、**当面閉鎖**となりました。今後は、施設の補修が完了し新たな監視体制が整った時点で公園を開放しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



松下海岸公園の現状

【禁止事項を守らない】

- ・ゴミの放置
- ・花火
- ・公園内でのバーベキュー
- ・たき火

【損傷を受けた施設】

- ・遊歩道・ベンチ・あずまや・看板等への落書き
- ・張り紙の破損

【立入禁止区内への侵入】

- ・三崎防波堤で釣りをするために侵入防止柵内へ侵入
- ・危険がけ地への立入り

← ↓ 公園の現状（一例）



閉鎖状況

